広報あびこ

第142号
昭和38年9月1日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話（あびこ）42・142・242

昭和34年7月30日第三種郵便物認可
（発行日　毎月　1日・16日）

「広報あびこ」はあなたのもの

あなたの声がこの紙面に反映するとき、わたくしたちの我孫子町はすくすく伸びて行くことでしょう。

あなたの町政についての質問、要望などお聞かせください。

半年間の火災が三十五件
約一千四百万円が灰に

1月～6月 町内の火災

ことしの一月から六月三十日までに町内で発生した火災は次のとおりで、損害見積額の総額は一千四百万円にもなります。

火災件数は三十五件で、建物火災が十二件、林野火災二十一件、その他の火災が二件となっています。焼失面積は建物約一千平方メートル、林野約五千平方メートルです。

このうちおもな建物火災は大久保アパート（一月八日）布佐岡田倉庫（一月十七日）槙子の神延寿院（六月八日）石橋生糸KK木工場（七月十九日）などで、さいわい死傷者はありませんでしたが、一千四百万円もの財産が灰になってしまったことは、たいへん残念なことです。

これから秋にむかいますと枯草や落葉などを燃やすために、火災とまぎらわしい煙が望楼から発見することが多くなります。この煙を発見しますと消防団常備部では、火災であるかどうか偵察に出る必要もあります。また、本当の火災をたき火と誤認したために出動がおくれ火災が大きくなるというようなことがおこりうる可能性があります。

このようなたき火などをする場合は、消防団常備部へ届け出ることになっていますので、火災とまちがいやすいたき火などをする場合は消防団常備部へ届け出てください。

また、危険物（ガソリン、灯油、重油等）を取り扱っているところも常備部へ届け出てください。

設備の不完全な給油取扱所販売取扱所等については、さる六月以来、県係官の指導のもとに、各業者とも九月末日を完成目標に、その改善をおこなっています。

常備部ではみなさんが安心して生活できるよう、毎月この改善状態を査察して、その改善促進に努力しています。

なお、近いうちに未届出でボイラー等の設備に重油等を使用している取扱所、貯蔵所等の査察をおこなう予定です。

災害は忘れたころやってくるといわれています。みんなで注意して火災のない町にしましょう。

血液型の無料検査

血液型の無料検査は8月28日、29日の両日第1小学校でおこなわれましたが、希望者全員の検査をすることができました。検査数は553名でした。

町に住む方の実態調査
住民登録簿を完全にするため

九月十五日現在で我孫子町に住所を有する全世帯について実態調査をいたします。

これまで住民登録がおこなわれていたにもかかわらず、とかく忘れがちとなり、登録されなかったり、住所がなくとも登録したままになっていたりすることが多くあります。

このため異動状況をあきらかにして、住民票の内容を整理し、住民登録簿を完全なものにするため実態調査をおこないます。

では住民登録はどのようなことにつかわれるかといいますと、選挙権の取得、各種予防注射接種、小学校入学児童の調査など、すべて役場の事務は住民登録簿によっておこなわれるわけです。

こんどおこなう調査は次のことがらを調べます。

氏名、生年月日、世帯主との続柄、住民となった年月日、本籍、職業、国民健康保険、社会保険への加入の有無、国民年金制度への加入の有無、などについて調査しますから調査員がおうかがいしましたらぜひご調査に協力ください。

住宅の実情調査も
町内で十二地区を

十月一日には総理府統計局による住宅統計調査が全国いっせいにおこなわれます。

この調査は昭和二十三年以来五年ごとにおこなわれてきました住宅に関する国の基本調査であります。調査の方法は、三十五年におこなわれた国勢調査の調査区から「くじ引」によって選ばれた調査区域内にある住宅に住む世帯の全部について実施されます。

我孫子町でも、我孫子地区で九、湖北地区で一、布佐地区で二の調査区が指定されました。

この調査は現在、我国の住宅事情はどうなっているか、住宅に困っている人はどのくらいいるかなどをあきらかにして、今後の住宅施策の基礎資料とするものです。

そこで世帯の方に記入願うことがらは住宅の所有関係と畳数、畳数から床面積、構造、破損の程度ならびに家賃か室数、畳数から床面積、構造、破損の程度ならびに家賃間代、世帯人員、世帯全体の収入などであります。

このようにして調査した事がらは統計に利用する以外には絶対他にもれるようなことはありませんので、調査員がどれどれとつまんでみたいのが人情ですが、おかしいと気づいた時は見切りはキッパリとすることがたいせつです。

調査票を持参して訪問したときは、安心してありのままご記入ねがいます。また、調査員の質問にもお答えくださるようお願いいたします。

説》 公務員の違法行為
解 国、町に損害賠償の責任

国または市町村等の公権力を持っている公務員が、その職務をおこなうにあたって、故意、過失によって違法に他人に損害を加えたとき、国または市町村等は損害賠償の責任があります。

また、道路、河川その他公の営造物の設置、管理に落度があったため他人に損害を生じた場合もその責任をとらなくてはなりません。

ところが旧憲法下では、公務員が職務行為に名をかりて他人に損害を加え不法な行為をしたときは、公務員個人の行為でしかなく、公の行為と見ることはできないとして、国、公共団体に損害の責任を問うことはできませんでした。

しかし、この考え方は国民の利益を中心としない国家本位の古い考えで、こうした場合に、損害賠償の請求を公務員個人にしかできないとすれば、損害を受けた国民はじゅうぶんな賠償をとれる例が非常に少ないことになります。

このようなことは明らかに社会正義に反するものであり新憲法では、第十七条に「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体に、その賠償を求めることができる。」と規定されています。ついで国家賠償法が制定され、国民の権利が具体化されました。

国家賠償法によりますと国または公共団体の仕事をしている公務員が、仕事のうえで故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体に損害の賠償を請求することができます。

これは民法第七一五条「ある事業のため他人を使用する者は被用者がその事業の執行につき第三者に加えたる損害を賠償する責に任ずる」の使用者の責任を規定したところと似ています。

使用者の場合には、監督の注意を怠らなかったような場合には責任を責わないことになっていますが、国の賠償責任ではこのような責任を認めていない点が違っています。

次に道路、河川、官公庁舎等の公の営造物の設置や管理にじゅうぶんでない点があったため損害を受けた場合、たとえば国の河川工事が不じゅうぶんだったため堤防が決壊して財産を失ったものは、国・公共団体に損害の賠償を求めることができます。

美しい話題

我孫子町湖友会（会長井手口魁）では八月十二日から五日間香取神社境内で盆踊り大会をおこないましたが、町内の方々から盆踊りの大会のため寄附があり、決算の結果余剰金三千百三十円がでました。

湖友会ではこのお金を町の社会福祉のために役立ててくださいと、社会福祉協議会へ届けられました。

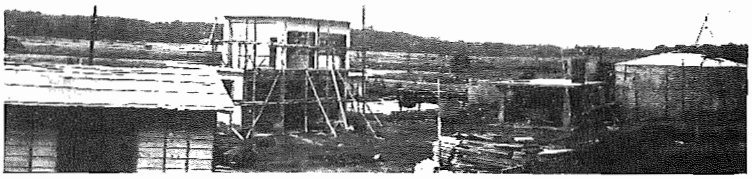

し尿処理場建設
建物施設は完成

し尿処理場工事も8月末日までで建物施設が完成しました。これから機械施設と附帯施設の工事に入りますがおもな機械だけの工事費用だけでも約2千万円ほどになります写真右側から消化槽、電気、ボイラー室、機械室。

東葛中部開発組合で小型グレーダを購入

東葛中部地区総合開発事務組合の第三回定例会が八月十二日柏市役所で開かれましたが、この定例会で小型グレーダの購入が決まりました。

現在使用中の大型建設機械では整備のできない幅のせまい道路があるため、小型のものを購入するわけです。

購入金額は三百八十五万円です。なお、そのほか予算の追加更正をおこないました。

広報雑記

変わりやすいは秋の空、といいます。かさを持とうか持っまいかと迷うような天気のときは、無駄だと思っても一本お持ちください。急の雨で、頭やえり元をぐっしょりぬらすことを考えればかさの荷物ぐらい何でもないことです。ことに自転車で通う人はいつでも雨具を備えておきましょう。ビニールのふろしき一枚でも、それでどんなに助かるかは、にわか雨の時などに経験された方ならご存じのはずです。

衣 お天気のよい日に、衣類に風を通しましょう。家事のつごうでなかなかできないものですが、たんすの引き出しを持いて一段ごとに十文字に重ねておくだけでも湿気の予防にいます。

食 食中毒にかかりやすい時期ですから、調理を受け持つ人は必ず新しいものを仕入れ、くさりやすいものは避けます。妙なにおいのするときには、試食などをしてみずに、全部捨ててしまいます。

もったいないからとか、ゴザを敷いて、いこいのひとときをすごされるのもよいでしょう。アパートにお住いの方も、出窓やテラスに花をかざり、へやの明りを消して、それぞれのくふうで、楽しいお月見ができるでしょう。

住 日ざしが、へやの中まで入るようになってきました。たたみの日焼けを防ぐために明るい布地でカーテンをつくりましょう。

月夜の晩はいつでも美しいものですが、仲秋の名月（旧暦の八月十五日）のころには一段と美しいような気がします。縁側や庭先にゴザを敷いて、いこいのひとときをすごされるのもよいでしょう。アパートにお住いの方も、出窓やテラスに花をかざり、へやの明りを消して、それぞれのくふうで、楽しいお月見ができるでしょう。

夏休みの惰性から早くぬける

二学期に入る心がまえ

二学期が始まると、家庭では子どもが通学するようになり、家の中が静かになったというわけで、気をゆるめがちなものです。

ところが、この学期始めの九月は、夏休みの惰性から抜けきれず、規則正しい生活にもどりにくい時です。したがって、子どもの生活を正しい方向に導くために、かなりの努力と指導が必要となり、不良化を防ぐにもたいせつな時期です。

また、※暑による疲労が残っていて、からだの上にもいろいろの影響があらわれるので、この点についても家庭ではじゅうぶんに配慮することが必要でしょう。

次のことがらに注意して楽しい二学期にしましょう。

❶子どもを観察する

ことばづかい、服装の変化持ち物の様子、こずかいの使い方、交友関係などの生活態度や健康状態、それに学習態度などをよく観察することがたいせつです。このことは、ふだんでも大事なことですが、ことに学期始めのような生活の転機には、いろいろと変化することが多いようです。

その変化を見のがさないで問題の早期発見に役立てるとともに、子どもをじゅうぶん知るきっかけにしたいものです。

❷規則的な生活になれる

夏休みの惰性を除いて、規則的な生活に早くなれるようにすることは、いちばんたいせつなことです。これまでは家庭を中心とした生活でしたが、規律ある集団の生活に転換するのであって、この切り換えをじょうずにしかも早く軌道に乗せることは、二学期を充実させるかどうかのカギになります。

また、長期休暇あとの生活態度には、休みによって得た傾向で、さらに伸ばしていきたいものもあるし、反対にいち早く取り除きたいものもあるので、生活を早く軌道に乗せるとともに、これらの変化と傾向を見つめながら、その後の指導に配慮すべきでしょう。

❸健康の増進

夏から冬にかけては、一番長い学期で、また変化に富むときです。九月は季節の変わり目で、夏の疲労から回復するように努め、伝染病や食中毒などにかからないよう衛生に注意しなければならない季節でもあります。そして、運動や読書に最適の秋に備える。

老人・母子福祉大会開く

九月十五日第一小学校で

老人福祉法が制定された記念行事として第一回老人・母子福祉大会を次のとおり開きます。

▼期日　九月十五日　午前十時から午後四時まで。

▼場所　我孫子第一小学校

▼参加者　❶数え年七十才以上の方、❷結婚五十年に達したご夫婦、❸母子世帯

▼行事　敬老金の贈呈、結婚五十年の夫婦に記念品贈呈、その他各種余興。

敬老金は次の方々へおくられます。

一、当町に五年以上居住して平戸ムメ（布佐）、以上九名。

千浜きく（中峠上）、湯下栄太郎（柴崎）、小熊もよ（八区）、小山しま（布佐）、武石稲（九区）、堀越ヨネ（青山）以上六名。

二、当町に二年以上居住している数え年八十八才に達したおとしよりに町長より敬老金

飯塚むつ（三区）、椎名ヨネ（十七区）、斉藤新三郎（土谷津）、上野あい（中峠上）、相馬志ん（中峠下）、坂田新蔵（中里）、海老原市太郎（下新木）、榎本つた（布佐）

老後の保障を明確に

老人福祉法が成立

老人福祉法が、さきの国会で成立し、八月一日から施行されています。

この法律は戦後の老人の生活が、社会環境の変動などによって不安定なものになったことと、老人人口の増加、さらに一般国民の老人問題への関心が高まり、老人福祉の施策の強化が強く要望されていたことなどから制定されたものです。

法律のあらましは次のとおりです。

この法律は、老人福祉の原理を明らかにするとともに、老人に対して、その心身の健康の保持や生活の安定のために必要な措置を講じもって老人の福祉を図ることを目的としています。

老人福祉の原理は大別して二つに分けられます。その一つは老人福祉の基礎的理念、もう一つは国、地方公共団体などの老人福祉増進に対する責務です。

前者の老人福祉の基本理念をさらに次の三つに分けています。

❶老人は多年にわたり社会の進展に役立ってきた者として敬愛され、かつ、健全安らかな生活が保障されるものとすること。

❷老人は、老令にともなって生ずる心身の変化を自覚して常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとすること。

❸老人は、その希望と能力に応じて適当な仕事に従事する機会やその他社会的活動に参上する機会を与えられること。

つぎに国、地方公共団体の老人福祉増進については

❶国、地方公共団体は老人の福祉を増進する責務をもち老人に関する施策をおこなうときは、前述の基本的理念が生かされるように配慮しなければならない。とあり、さらに老人の生活に及ぼす事業の運営にあたって老人の福祉が増進されるよう努めなければならないとされています。

なお、具体的な施策の内容としては次の事柄をあげています。

❶健康診断　毎年一定の期日または期間を定めて六十五才以上の老人を対象としておこないます。

❷老人ホームへの収容　身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由によって自宅で養護を受けることが困難な老人（原則として六十五才以上）に対しては養護老人ホームに収容することとされました。

❸老人福祉増進のための事業、レクリエーションその他ひろく老人が自主的にしかも積極的に参加することができるような事業をおこなう。

以上のほか、国民の間に老人福祉についての関心と理解を深め、老人を激励する意味で九月十五日を老人の日と定めました。

←【昨年の敬老会】

あなたの健康状態は

結核健康診断を実施

前号でお知らせしましたが住民健康診断の日程表が次のとおり決まりましたので、一人残らず近くの会場で受診されるようお願いいたします。

なお、X線撮影を受ける場合に金具、ボタン等の付いた下着類を着用していますと、撮影がよくできませんのでご注意ください。

＜昨年の健康診断の受診率は約40パーセント＞

◆結核健康診断日程表◆

月	日	場所	時間	月	日	場所	時間
9	16	我孫子町役場	9,30～16,00	9	20	我孫子13町内	9,30～11,30
9	17	我孫子町保育所	〃	9	20	舟戸配給所	13,00～16,00
9	13	興陽寺	〃	9	23	我孫子町役場	9,30～16,00
9	19	第1小学校	〃				
10	14	布佐2丁目観音堂	9,30～16,00	10	22	第2小学校	13,00～16,00
10	15	布佐中学校	〃	10	23	東我孫子駅前	9,30～11,30
10	16	布佐下公民館	9,30～11,30	10	23	我孫子中学校	13,00～16,00
10	16	布佐気象送信所前	13,00～16,00	10	24	青山堀越商店トナリ	9,30～11,30
10	17	下新木豊島運送店前	9,30～11,30	10	24	第3小学校	13,00～16,00
10	17	湖北支所	13,00～16,00	10	25	日新公民館	9,30～11,30
10	18	中峠下公民館	9,30～16,00	10	25	久寺家公民館	13,00～16,00
10	21	古戸公民館	9,30～11,30	10	28	根戸下天王様	9,30～11,30
10	21	湖北駅前	13,00～16,00	10	28	森田精米所	13,00～16,00
10	22	都部区長宅	9,30～11,30				

（註）同時に血圧測定をおこないます

ジフテリヤ百日セキ混合予防接種

三回にわけて実施する

ジフテリヤと百日セキの混合予防接種を左の表の日程でおこないます。

該当者は昭和三十八年一月一日から昭和三十八年六月三十日までの間に生まれた者です。時間は午後一時三十分から午後三時までです。

接種を受ける場合は必ず母子手帳をご持参ください。

ジフテリヤ、百日セキ混合予防接種日程表

第1回		第2回		第3回	
月日	場所	月日	場所	月日	場所
9,27	布小	10,28	布小	11,21	布小
30	湖小	29	湖小	21	湖小
10,1	二小	30	二小	25	二小
2	三小	31	三小	26	三小
3	一小	11,1	一小	27	一小
4	四小	10,2	四小	28	四小

文化の日を中心に展覧会など行なう

十一月三日文化の日を中心に町では文化祭を開きます。ことしの文化祭の予定行事は次のとおりです。

❶**展覧会**、生花展、写真展、書道展、絵画展、工芸展、生徒作品展、菊花展、昆虫展、宣伝ビラおよびポスター展。

❷**芸能大会**、器楽演奏会、合唱、歌謡曲、民謡、謡曲、日本舞踊、西洋舞踊、郷土舞踊俳句。

❸**体育大会**、庭球大会、野球大会、卓球大会。

このほかに、町民運動会を十月二十日ごろおこなう予定になっています。

なお、くわしい行事内容については決まりしだいお知らせしますが、予定されているそれぞれの開催日時は次のとおりです。

・展覧会　十一月三日、四日
・芸能大会　十月二十七日
・庭球大会　十一月三日
・野球大会　九月下旬から十一月三日まで
・卓球大会　十一月十日

ありがとう……

日赤募金35万円

三十八年度日本赤十字社員費および賛助員費もみなさんの赤十字精神のご理解を得て目標額をこえ、三十五万七千四百五円の社費が集まりました。こころからお礼を申し上げます。

また、六月下旬に赤十字百周年記念式典が千葉市体育館でおこなわれました。この席上長い間にわたり役員として赤十字運動に協力したみなさんが表彰されましたが、本町関係者は次のとおりです。

宮本元二、渡辺正四郎、鬼沢利二、中村栄次、後藤酒造三、鈴木三郎、小池心次郎、海老原与四郎、斎藤暎衛。以上九名の方々です。

掲示板

三才児検診

三才児検診を次のとおりおこないますから、近くの会場で検診を受けてください。時間は午後一時三十分から三時まで、母子手帳をお忘れなく。

月日	場所
9月6日	布佐小学校
9月9日	湖北小学校
9月10日	第二小学校
9月11日	第三小学校
9月12日	第一小学校
9月13日	第四小学校

警視庁警察官募集

警視庁警察官の採用試験を次のとおりおこなっています。

▼採用予定人員　約二千名

▼受験資格　❶試験期日現在で二十五才未満の男子

❷高等学校卒業以上の者

▼試験期日　九月八日、十二日、十一月から昭和三十九年三月まで毎月十九日

▼給与および待遇　警察学校在学中は月額一万五千九百五十円、卒業後警察署へ配置されると、月額約一万九千七百円が支給されます

▼被服は、制服のほか、靴、靴下、ワイシャツ、ネクタイ手袋等が現品で支給されます。

その他くわしいことについては東京都千代田区霞ケ関一ノ二、警視庁警察学校募集係へお問い合せください。

千葉県警察官募集

千葉県では次のとおり警察官を募集しています。

▼受験資格　昭和十四年四月二日から昭和二十一年四月一日までに生まれた者で学歴は問いません。

▼受付　九月十六日までに近くの警察署、派出所へ。

▼試験日　九月二十二日

▼給与　初任給一万四千円その他制服などを支給。